

(あて先) 高槻市長

産後休業直後の復職に関する申立書

認可保育施設等の利用申込みにあたり、下記内容について同意の上、申し立てます。
なお、期日までに『産後休暇・育児休業等復帰証明書（復帰年月日が産後休業終了後翌日のもの）』を提出できなかった場合には、内定辞退・退園することに異議はありません。

※ なお、本申立書を提出されない場合（出産要件で選考された場合）においても、育児休業を取得しながら認可保育施設に通うことはできません。

下記を確認し、すべてに（同意）した上で、ご署名ください。

- 申込児童が認可保育施設等に内定した際には、産後休業終了後（出産後8週間経過後の翌日）、直ちに復職し、育児休業を取得しません。
- 申込児童が認可保育施設等に内定した際には、『産後休暇・育児休業等復帰証明書（復帰年月日が産後休業終了後翌日のもの）』を、下記期日までに、高槻市役所保育幼稚園事業課へ提出します。
 - ▶ 5月～翌年3月入園の場合：入園日前日まで
 - ▶ 4月入園の場合：市が指定する期日まで（内定通知書等にてお知らせします）
- 上記のとおり、①産後休業終了後に直ちに復職できる旨、②『産後休暇・育児休業等復帰証明書（復帰年月日が産後休業終了後翌日のもの）』を作成できる旨について、勤務先に確認済みです。
- 下の子（新生児）の預け先として、下記を予定しています（ をしてください。その他の場合は詳細を記入してください）
 - 祖父母等の親族 その他（ _____ ）
- 利用調整（入所選考）において、母の要件につき、就労にて採点されることに同意します。
- 内定後、市から内定先保育施設へ本申立書を提出されている旨をお知らせすることに同意します（お知らせしないと、保育施設側が、産前産後期間において就労認定となっている理由を把握できないため）。

令和 年 月 日

住所：高槻市 _____

保護者1署名： _____

保護者2署名： _____

申込児童氏名： _____ （平・令 年 月 日生）

※裏面『（参考）産前産後期間の利用調整（選考）における採点について』もご参考ください。

(参考) 産前産後期間の利用調整(選考)における採点について

本申立書(産後直後の復職に関する申立書)の補足説明として、産前産後期間等についてご案内します。

1. 産前産後期間とは

産前期間は、「出産予定日6週間前(双子等の多胎児の場合14週間前)から」です。

産後期間は、「出産後8週間が経過した日の翌日まで」です。

2. 産前産後期間の保育要件・入所選考における点数について

原則、入所希望月の1日が「出産予定日6週間前～出産予定日後8週間が経過した日の翌日」に含まれる場合、利用調整(入所選考)において、妊娠・出産要件(18点)として認定・採点されます。

※ 就労要件(週40時間以上の場合30点)等で申し込まれている場合においても、上記期間中は妊娠・出産要件(18点)での認定・採点となります。

3. 本申立書(産後直後の復職に関する申立書)提出時の利用調整(入所選考)について

本申立書(復職に関する申立書)を提出いただくことで、産後休業直後に職場復帰されること等を条件に、出産要件(18点)ではなく、就労要件(週40時間以上の場合30点)で認定・採点いたします。

<注意事項>

本申立書を提出されない場合(出産要件で選考された場合)においても、育児休業を取得しながら認可保育施設に通うことはできません。

(例：出産予定日が5月1日の場合)

(産前6週間)	(出産予定日)	(産後8週間)
3/21~4/30	5/1	5/2~6/26

『産後休業直後の復職に関する申立書』を提出することで、4月~6月入所選考において、就労要件で採点。(本申立書を提出されない場合は、出産要件(18点)にて採点されます。)

※本申立書を提出されない場合(出産要件で選考された場合)においても、育児休業を取得しながら認可保育施設に通うことはできません。